

龍ヶ崎市観光物産協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、龍ヶ崎市観光物産協会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、当市における観光及び物産品の振興に関する事業を行い、もって市民の元気、まちの元気に寄与するものとする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は龍ヶ崎市役所商工観光課におく。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) まちの魅力に関する情報の提供・宣伝
- (2) 地域資源、物産品の推奨・開拓
- (3) 市の知名度アップの推進
- (4) 地域振興に寄与する各種イベントの実施及び支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び組織

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会 費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(部 会)

第8条 本会の目的達成のため、次の部会を置く。

- (1) 観光部会
- (2) 物産部会

(物産部会)

第9条 物産部会の入会基準については別に定める。

(役員)

第10条 本会の次の役員を置く。

(1)理事 20名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名を部会長とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会の決議により、正会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び部会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その会務を総理し、総会及び理事会を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ決めた順序に従い、その議長を代行する。

3 部会長は、各部会の職務を遂行する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員は任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行なう。

(顧問)

第14条 本会に顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

第4章 会議

(総会、理事会及び部会)

第16条 本会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

2 総会は正会員で構成し、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会及び理事会並びに部会は、会長において必要と認めるとき開催する。

(総会)

第17条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1)事業報告及び収支決算の承認

(2)理事及び監事を選任

(3)会則の改廃に関する事項

(4)その他重要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 本会運営に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他会長に付議した事項

(専門部理事会)

第19条 専門部理事会は会長の命により、当協会の運営に必要な調査研究に従事し、その計画立案実行にあたる。

(議決の定数)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得てこれを定める。ただし、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第5章 会 計

(収 入)

第21条 本会の経費は、会費、交付金、寄付金、その他収入をもって当てる。

(会費の納入)

第22条 本会会費の納入方法については、会長が別に定める。

(費用弁償)

第23条 本会の会員が、会務のため出張した場合は、費用弁償する。

2 支給に関する規定は、龍ヶ崎市諸規定に準拠し、会長が別に定める。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(施行規定)

第25条 この会則の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成26年5月29日から施行する。

龍ヶ崎市観光物産協会の会費に関する規定

第1条 会費は年会費とし、正会員2,000円、個人賛助会員1,000円、団体賛助会員5,000円以上とする。

第2条 物産部会に入会する者の会費は、前条とは別に3,000円とする。

付 則

この規定は、平成26年5月29日から施行する。

物産部会入会規定

第1条 部会の会員は、龍ヶ崎市観光物産協会の正会員であり、かつ、龍ヶ崎市内において、次の基準に適合する物産品を生産、若しくは製造・加工する者で1年以上販売する者のうち、理事会が認めた者で構成する。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)食品衛生法(昭和22年法律第233号)及びその他関係法規の基準に抵触していないこと。
- (2) 名称、意匠、機能及び材料が適正であり、また適切な価格で消費者の信頼を得られること。
- (3) 龍ヶ崎市の物産品としてふさわしいもの。

付 則

この規定は、平成26年5月29日から施行する。